

品川区職員財産形成貯蓄事務取扱要綱

制定	昭和63年	3月31日	区長決定
			要綱第19号
改正	平成19年	11月21日	部長決定
改正	平成24年	1月4日	区長決定
改正	平成24年	7月13日	部長決定
改正	令和7年	7月31日	区長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、勤労者財産形成促進法（昭和46年法律第92号。以下「財形法」という。）ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、その他の関係法令（以下「関係法令」という。）に基づき、品川区が行う勤労者財産形成貯蓄、勤労者財産形成年金貯蓄および勤労者財産形成住宅貯蓄に関する事務の取扱について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 区電算給与支給処理の対象となる職員（区長を除く。）をいう。
- (2) 一般財形 勤労者財産形成貯蓄をいう。
- (3) 年金財形 勤労者財産形成年金貯蓄をいう。
- (4) 住宅財形 勤労者財産形成住宅貯蓄をいう。
- (5) 最高限度額 財産形成非課税年金貯蓄申告書または財産形成非課税住宅貯蓄申告書に記載された最高限度額をいう。
- (6) 非課税限度額 租税特別措置法第4条の2または同法第4条の3に規定する金額をいう。

(金融機関等の範囲)

第3条 職員が一般財形、年金財形および住宅財形（以下「財形貯蓄」と総称する。）に関する契約を締結することができる金融機関等は、別に定める。

(財形貯蓄の種類)

第4条 財形貯蓄の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 預貯金（期日指定定期預金および定額貯金）
- (2) 合同運用信託（金銭信託）
- (3) 有価証券（利付金融債および公社債投資信託）
- (4) 生命保険

(5) 損害保険

(契約数)

第5条 職員は、一般財形について2契約、年金財形及び住宅財形についてそれぞれ1契約の範囲内で契約することができる。ただし、一般財形の契約数を2契約とするときは、それぞれ異なる取扱金融機関等と契約するものとする。

2 前項の財形貯蓄の契約数は、あわせて3契約を限度とする。

(控除対象給与)

第6条 控除積立の対象となる給与は、毎月の給与ならびに6月および12月支給分の期末および勤勉手当とする。

(控除積立金額等)

第7条 控除積立金額は、1契約につき、次に定めるところによる。

(1) 控除積立金額は、毎月の給与ならびに6月および12月支給分の期末および勤勉手当とも、1,000円以上で、1,000円の整数倍とする。

(2) 毎月の給与からの控除積立金額は、毎月一定額とする。

(3) 期末および勤勉手当からの控除積立金額は、6月支給分および12月支給分それぞれにつき一定額とする。ただし、定額貯金については、6月支給分および12月支給分からの控除積立金額が同額のものに限る。

(貯蓄金の限度額)

第8条 財形貯蓄の貯蓄金の限度額を定めるものは、財形法及び関係法令その他金融機関等の定めるところにより、次に掲げるものとする。

(1) 住宅財形および年金財形については、生命保険会社および損害保険会社を取り扱う場合は、非課税限度額の範囲内とする。

(2) 一般財形について、生命保険会社を取り扱い場合は、当該生命保険会社の定める範囲内とする。

(募集)

第9条 財形貯蓄契約の募集は、毎年1回実施するものとし、その時期は別に定める。

(貯蓄契約の申込み)

第10条 財形貯蓄契約の申込みは、職員が所定の申込書を財形貯蓄主管課長に提出して行うものとする。

(変更の届出)

第11条 財形貯蓄契約を締結した職員（以下「加入職員」という。）は、次に掲げる事項について所定の届出用紙により財形貯蓄主管課長に提出しなければならない。

- (1) 住所、氏名または届出印の変更
- (2) 最高限度額の変更
- (3) 控除積立金額の変更
- (4) 控除積立の中断または再開
- (5) 財形貯蓄契約の解除または貯蓄金の払出し
- (6) 積立終了日の変更
- (7) 年金受取方法の変更
- (8) 勤務先の異動又は退職
- (9) 財形貯蓄の預替え
- (10) その他財形貯蓄契約に係る必要な事項

2 前項第3号の控除積立金額の変更については、募集時に限り行うことができる。

(解約または払出し)

第12条 加入職員が財形貯蓄契約を解約し、または貯蓄金の全部若しくは一部の払出しをする場合には、所定の請求書を財形貯蓄主管課長に提出することにより行うものとする。

2 財形貯蓄解約の解約または貯蓄金の払出しは、加入職員が指定する本人名義の預金口座へ振り込むことにより行うものとする。ただし、定額貯金の払出しについては、次に掲げるいずれかの方法により行うことができるものとする。

- (1) 貯金払戻証書を加入職員に直接送付し、ゆうちょ銀行または郵便局の貯金窓口において証書により支払う方法
- (2) 加入職員が指定する本人名義のゆうちょ銀行口座に振り込む方法

3 前二項の規定にかかわらず、貯蓄金の払出しについては、職員が所定の請求書を直接取扱金融機関に届け出て、次に掲げる一の方法により行うことができるものとする。ただし、定期預金については所定の請求書のほかに、ゆうちょ銀行所定の書類をゆうちょ銀行または郵便局の貯金窓口へ提出し、現金による払出しを受けるものとする。

- (1) 取扱金融機関が指定する店舗で、現金により払出しを受ける方法
- (2) 当該職員が指定する本人名義の口座に振り込むことによって、払出しを受ける方法

(転入職員等に係る財形貯蓄の継続)

第13条 他の特別区等において財形貯蓄を行っていたものが職員となって財形貯蓄の継続を希望する場合は、所定の申込書を財形貯蓄主管課長

に提出することにより財形貯蓄契約を継続することができる。

(転出職員等に係る財形貯蓄事務の引継)

第14条 加入契約者が他の特別区等に転出したときは、財形貯蓄主管課長は当該職員に係る次に掲げる書類を、新たに勤務することとなった勤務先の長に送付するものとする。

- (1) 第10条の貯蓄契約の申込みに係る書類
- (2) 第11条第1項各号の諸変更の届出に係る書類
- (3) 第12条の解約または払出しに係る書類
- (4) 第13条の財形貯蓄の継続に係る書類

(退職等に関する通知)

第15条 加入職員が死亡、退職その他の事由により、給与からの控除が不能となった場合は、財形貯蓄主管課長は直ちにその旨を総幹事に通知するものとする。

(控除預入事務等)

第16条 財形貯蓄に係る控除預入事務等は、給与取扱者がこれを行う。

(実施細目)

第17条 この要綱に定めるもののほか財形貯蓄に関する事務の実施に必要な細目は、区長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 品川区職員財産形成貯蓄事務取扱要綱(昭和59年9月1日付)および品川区職員財産形成貯蓄事務取扱要綱の一部を改正する要綱(昭和60年9月1日付)は、廃止する。